

静岡県後期高齢者医療広域連合告示第15号

以下に記載の者に係る書類について、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号。以下「準用地方税法」という。）第20条の2第1項の規定に基づき公示送達する。

当該書類は、送達を受けるべき者が記録されている住民基本台帳を備える市町の後期高齢者医療制度を所管する部署に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

なお、当該書類を受領しないときは、準用地方税法第20条の2第3項の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

令和8年7月10日

静岡県後期高齢者医療広域連合長 中野 弘道



掲載番号	送達を受けるべき者（氏名）
1	渡邊 明